

協会けんぽからの お知らせ



保険証は受診ごとにご提示を

平成26年

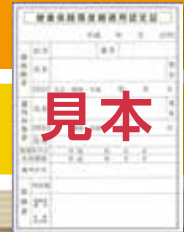
11
月号

限度額の基準が
変わります

高額な医療費がかかるときは
『限度額適用認定証』を

入院・高額な外来での支払いの際、医療機関窓口へ「限度額適用認定証」を提示すると
支払いが自己負担限度額までとなる制度です。

見本



● 現在 平成26年12月受診分まで

区分 (標準報酬月額)	基準の目安	多数該当
A 上位 (53万円以上)	150,000円	83,400円
B 一般 (53万円未満)	80,100円	44,400円
C 低所得者 (非課税者等)	35,400円	24,600円

● 平成27年1月受診分から

区分 (標準報酬月額)	基準の目安	多数該当
ア 83万円以上	252,600円	140,100円
イ 53万円~79万円	167,400円	93,000円
ウ 28万円~50万円	80,100円	44,400円
エ 26万円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者 (非課税者等)	35,400円	24,600円

制度改正のポイント!

- 1 現在よりも区分が細分化され5つの区分に分かれます。
- 2 70歳~75歳未満の方の変更はありません。
- 3 世帯合算の基準額(21,000円以上が合算対象)は変わりません。

Q いつ申請すればいいの?

A 入院が決まった時、
高額な外来での基準額以上の
自己負担が見込まれる時、
医療機関でのご精算前
にご申請ください。

Q 会社の担当者でも申請できるの?

A 申請代行者欄を
記入していただくことで
申請可能です。
(被保険者の方と代行者の
方の押印が必要です)

注意 点

- ★自己負担限度額の適用は、月ごと、医療機関(入院・通院別)ごとの取り扱いとなります。
- ★診療月を含めた直近12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目から自己負担限度額が変わります。(多数該当)
- ★世帯合算の場合は、高額療養費の申請が必要です。

▼▼限度額適用認定証のご利用までの流れ▼▼

1 申請書を提出

協会けんぽに申請書と
保険証の写しを一緒に
郵送します



2 ご自宅に届く

ご自宅へ
限度額適用認定証が
届きます



1週間程度で

3 窓口で提示

医療機関の窓口
に保険証と一緒に
提示します



4 医療費の支払い

窓口の支払いが
自己負担限度額まで
になります



申請書はホームページから
ダウンロードできます

協会けんぽ 申請書 検索

重要なお知らせ



申請書・届出書は「新様式」での受付に切り替わりました

協会けんぽでは提出書類の記入漏れ防止、機械での読み取りによる事務効率化のため、申請書、システムを一新しました。

「新様式」申請書・届出書はホームページよりダウンロードできます

協会けんぽ 申請書 検索

Q どうして「新様式」での受付なの？

A₁ 新様式では事務処理誤りを防ぎ、効率化を図るため機械での読み取りを行います。

A₂ 旧様式では機械での読み取りができませんので、ご使用はご遠慮くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



保険料率など最新情報はメルマガで



事務ご担当者様に役立つ情報を発信しています

例えばこんな情報を発信しています

健康保険料率の変更に関する情報

制度改正に関する情報

季節に合わせた健康情報

メールマガジンご登録者の声

- ◆保険料率の変更情報が最も早く届くので助かります。
- ◆見落としがちな制度改正の情報が送られてくるので、安心です。
- ◆信頼できる生活に密着した健康情報が月2回届くので、社内で回覧しています。



スマートフォンでの登録はこちらから→

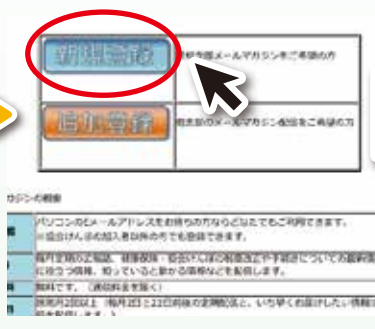


ご登録はホームページから簡単にできます

1 愛知支部ホームページからメールマガジンページへ



2 「新規登録」ボタンをクリック



3 利用規約に同意の上、必要項目を入力して確認ボタンをクリック



申請はお早めに

12 December						
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ここまでに

傷病手当金など健康保険給付等の申請書(療養費、高額療養費を除く)は、申請内容に不備があったり内容確認が必要な場合を除き、**12月12日(金)受付分まで**のものが**年内にお支払いできる予定です**。年末は申請書のご提出が、特に多くなりますので、お早めのご提出にご協力をお願いします。

ただし、高額療養費については、8月以前の受診分がお支払いできる目安となります。

お問い合わせはこちらまで

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

☎ **052-979-5190** (代表)

受付時間

AM8:30~PM5:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページは

協会けんぽ 愛知 検索

または
こちらのQRコード® から



毎月22日は禁煙の日